

広島県告示第千六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
瀬野南一丁目七地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		広島市安芸区	
町村		瀬野南一丁目	
大字			
字		丸山	
地番		三四番一 地先水路敷	標柱一号
		二四番	標柱六号
		一〇番四	標柱二号
		一〇番一	標柱三号
		六番	標柱四号
		七番地先 水路敷	標柱五号